

# 常勤換算方法の導入について ～介護予防センターの人員配置基準の変更～



令和7年3月13日  
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

## 現在の介護予防センターの職員配置基準について

介護予防センターは、地域包括支援センターを補完する機関(地域包括支援センターのブランチ。札幌市独自の機関。)として位置付けており、介護予防センターの職員配置基準は「札幌市介護予防センター運営事業実施要綱」にて、**保健福祉職の専門職員2名を常勤・専任で配置**することと定めている。

【札幌市介護予防センター運営事業実施要綱 ～抜粋～】

(配置職員)

第8条 この事業の運営及び実施にあたっては、保健福祉職の専門職員2名を、常勤・専任で配置することとする。

保健福祉職とは、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事等を指す。

## 介護予防センターの現在の職員配置状況と課題

札幌市内全区で53センターある介護予防センターのうち、令和6年12月24日時点で4センターに各1名の欠員が生じている状況。

このうち、2センターにおいては、継続して人員募集を行っているものの、**1年以上の期間、欠員が補充できておらず、1名の欠員が常態化している状況。**

1年以上の欠員が生じているセンターに人員の募集状況についてヒアリングしたところ、「半日のみの勤務なら可能」や「○曜日の勤務が難しい」など、非常勤での勤務が可能な応募者はいたものの、現在の職員配置基準における常勤での応募者が現れず、欠員の補充ができていない状況があるとの聞き取り。

## 職員配置の改善に向けて

## 介護予防センターの人員配置基準の緩和に係る要綱の改正

### 1 改正概要

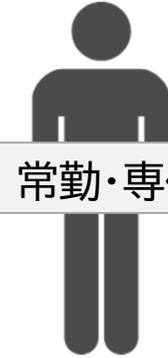
常勤・専任で配置することとしている保健福祉職の専門職員2名のうち、1名について、「**常勤換算方法**(複数の職員の勤務時間を合算して常勤職員の勤務に見なすという考え方)」を導入する。

また、常勤換算方法の導入に合わせ、「常勤・専任」としている文言について、「常勤・専従」と変更。

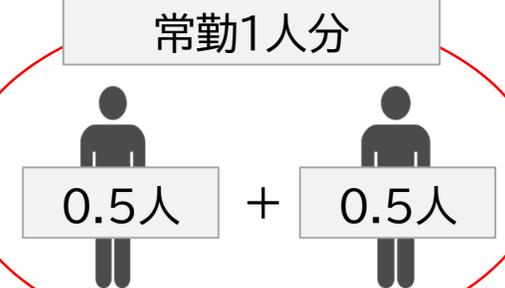
### 2 施行日

令和7年4月1日から施行する。

### 現在の配置基準



### 常勤換算方法導入後の配置基準

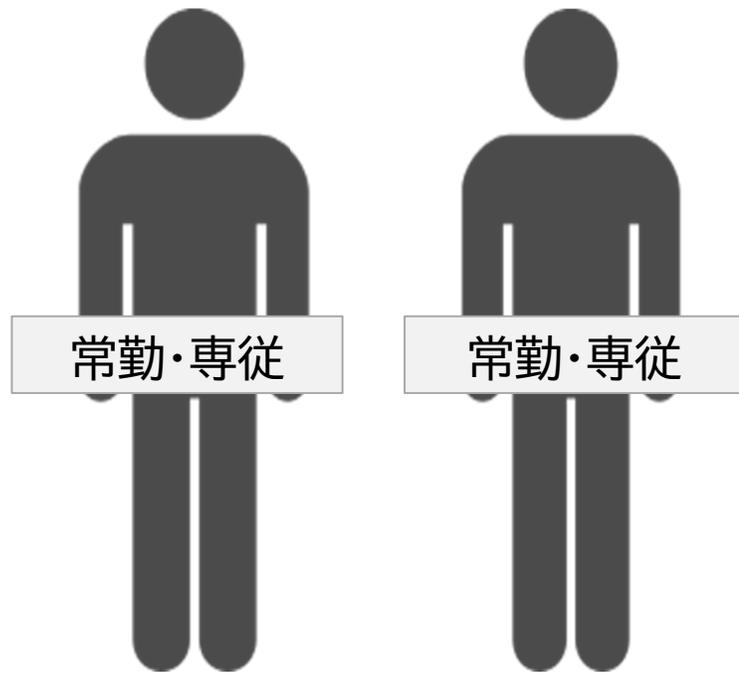


# 常勤換算方法の導入に伴う変更予定の詳細について

## 1 常勤換算方法の導入について

- ▶ 原則、職員配置については、常勤・専従とする。
- ▶ ただし、欠員が見込まれる場合については、2名の配置人数のうち、1名について、業務の質を担保できる体制を整えている場合に、常勤換算にて配置することを可能とする。

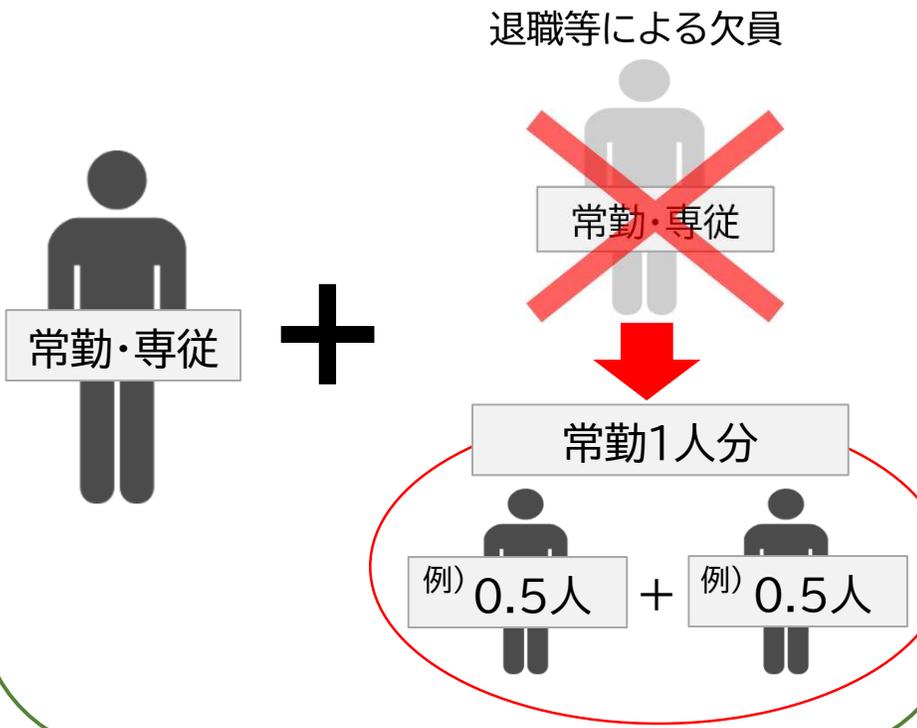
### 原則



2名の常勤・専従を基本

欠員が見込まれる場合…

### 業務の質を担保できると 介護保険課が判断した場合に可能

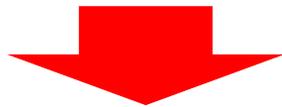


常勤換算を導入する場合も、  
常勤・専従の者を1名は配置すること

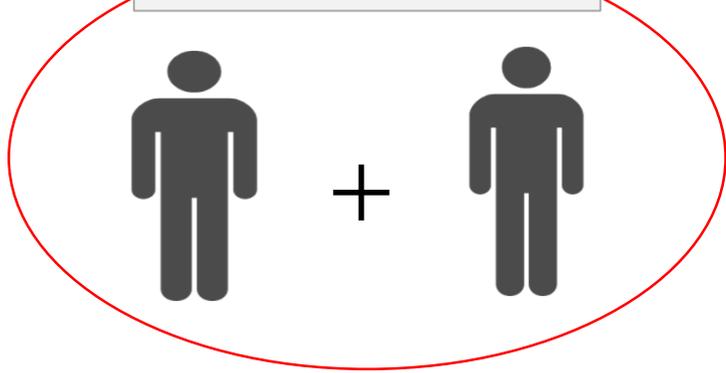
## 2 常勤換算方法により配置する人数について

- 事業の性質を鑑みて常勤換算により配置する人数は最大2名までとする。

例1



常勤1人分



常勤換算による配置2名

例2



常勤1人分



常勤換算による配置3名

### 3 常勤時間について

- ▶ 常勤時間は就業規則等で定めている時間数とする。  
(ただし、週32時間より短い場合は32時間で換算。)

※ 常勤時間は、始業時間から終業時間までの時間から休憩時間を除いた所定労働時間で計算。

※※ 常勤換算に含むことのできる時間数は、「事業所において常勤の従事者が勤務すべき勤務時間数が上限」となるため、残業の時間は含まれないことに留意すること。

#### 常勤換算方法の定義について(参考)

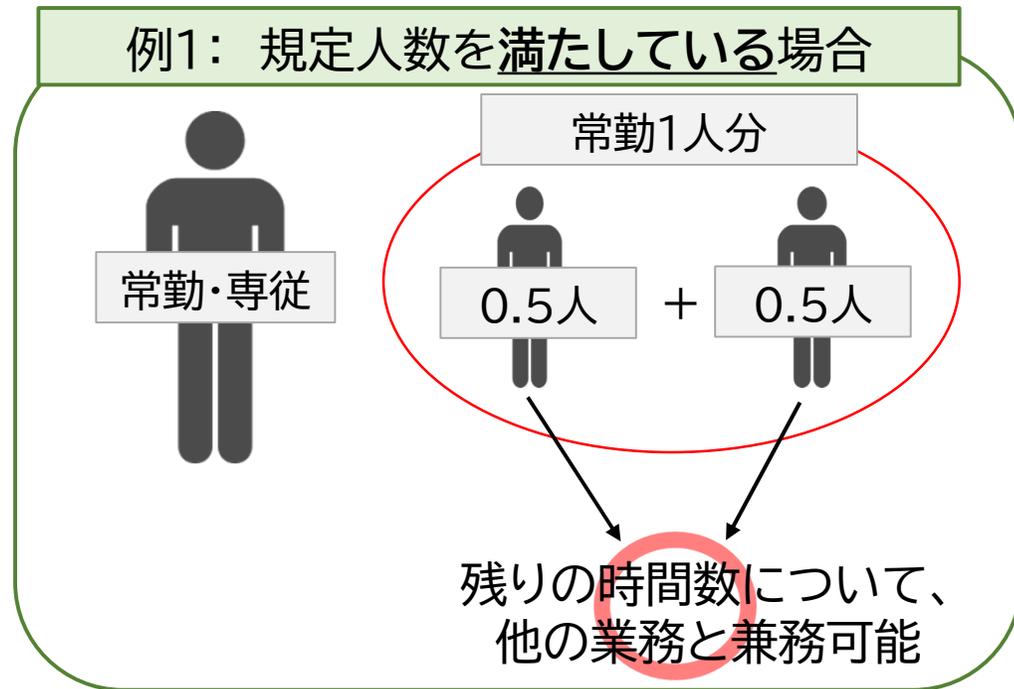
- ▶ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知)

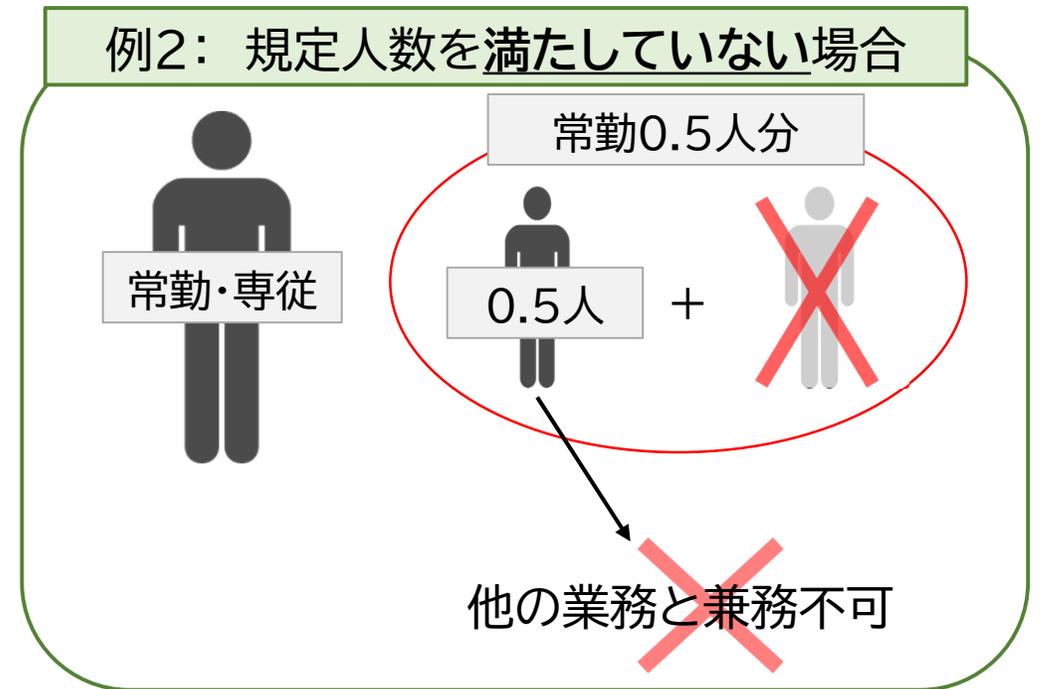
### 4 常勤換算方法により配置する人員の兼務について

- ▶ 常勤換算方法により配置している職員の兼務については、規定の配置人数(2人工)を満たしている場合は、他の業務と兼務しても差支えありません。

#### 例1: 規定人数を満たしている場合



#### 例2: 規定人数を満たしていない場合



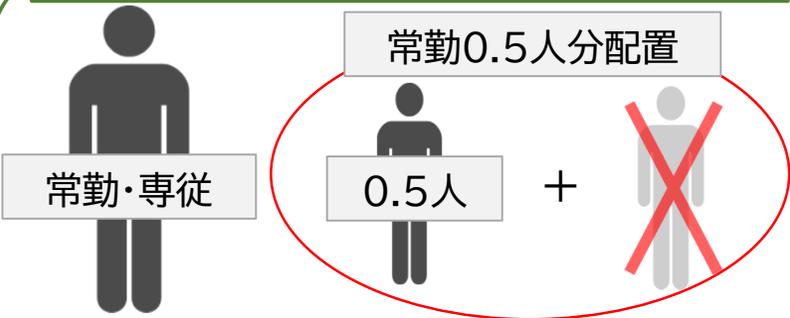
## 5 職員配置変更届(要綱様式)の変更について

- ▶ 常勤換算方法の導入にあたり、現行の介護予防センター職員配置(変更)届出書を以下の2点を考慮して変更予定。
  - ① 常勤換算方法により配置している人員と、そうでない者を明確に判別できるように様式の変更を検討中。
  - ② 常勤換算方法により配置する職員について、勤務時間数を確認できるよう、提出する様式の追加を検討中。

## 6 常勤換算方法に伴う減算額の計算について

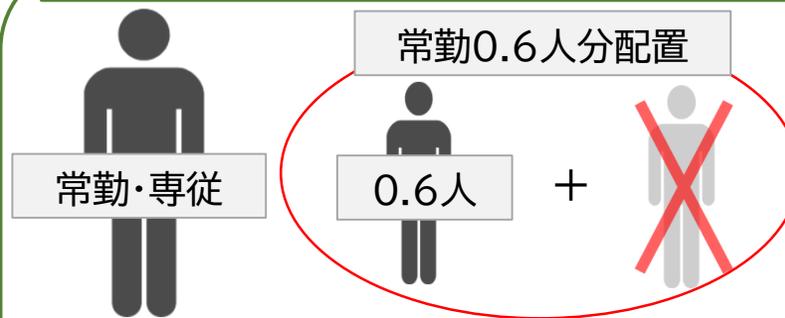
- ▶ 現在、未配置の期間が各月の1日から末日までであった場合は、その期間に応じて、人件費に未配置月数を乗じ12で除した額を、3回目に支払う委託料から減算することとしている。
- ▶ 常勤換算方法により配置している人数に欠員があり、1人工に満たない場合には、常勤換算時の時間数に限らず、0.5人分として減算する。(※常勤換算方法により配置している人数が0名の場合には、従来通り1名分の減算。)

### 例1: 常勤換算1名(0.5人)欠員



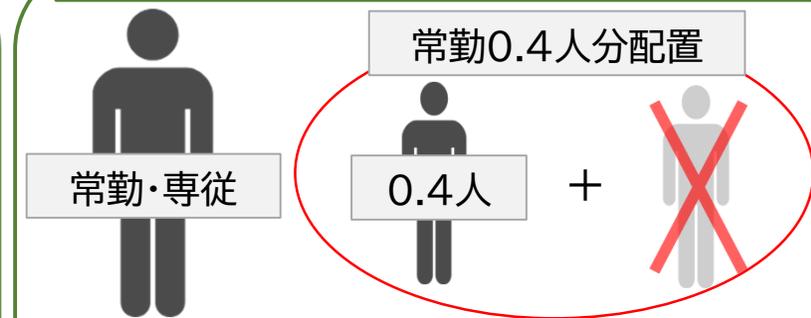
配置が無い月について、0.5人分減算

### 例2: 常勤換算1名(0.4人)欠員



配置が無い月について、0.5人分減算

### 例3: 常勤換算1名(0.6人)欠員



配置が無い月について、0.5人分減算